

○中学校・高等学校における運動部の事故防止について（通知）

昭和56年5月2日 鹿教保第104号
各市町村教育委員会教育長，各県立学校長，各教育
事務所（局）長あて 鹿児島県教育委員会教育長

学校における運動部活動は，特別活動（各教科以外の教育活動）に関連の深い教育活動の重要な場であり，学校管理下で計画し，実施されるものであります。

したがって，運動部の運営は，単に生徒の自主的活動に放任されることなく，学校教育の一部として適切な指導を行う必要があります。ところが，指導・管理が適切でない場合は，不慮の事故を招きやすく，本年度に入ってから既に生命にかかわる事故が発生しており，まことに遺憾であります。

ついては，昭和54年4月26日付け鹿教保第78号「児童生徒の体育活動における事故防止について」の通知をふまえ，さらに，別紙「運動部活動における事故防止の配慮事項」を参考にして各学校における指導・管理のあり方を再検討し，事故防止に万全の措置を期されるよう御配慮ください。

なお，市町村教育委員会教育長にあたっては，管下の学校に対し，この通知の趣旨徹底を図られるようお願いいたします。

（別紙）

運動部活動における事故防止の配慮事項

学校における運動部活動は，心身ともに健全な生徒の育成に極めて有意義な教育活動の機会であり，今回の学習指導要領の改訂においては中学校・高等学校学習指導要領に位置づけられるに至っている。

しかしながら，指導，管理が適切でない場合は，不慮の事故を招く恐れがある。

今一度，運動部の管理・指導について，下記事項を参考にして再検討し，教育活動として適切な指導が行われるよう配慮する必要があります。

記

1 運動部の運営・管理規定の作成

各学校における教育方針に基づく運動部の活動が安全かつ活発に行われるよう次の事項等を配慮して運営・管理規定を作成すること。

- ア 指導組織の確立と機能化（顧問教員の適正配置・顧問会議）
- イ 学校規模と運動部設置数の適正化
- ウ 事故防止対策（安全管理・指導計画）
- エ 活動計画（活動内容・活動時間等）
- オ 関係機関，団体等の協力
- カ 保護者の理解，協力

2 一般的な留意事項

- (1) 校長をはじめ，教頭，運動部担当責任者，体育担当教員，各部顧問教員等による指導組織を確立し，指導の徹底を図ること。このため，顧問教員は部活動開始前に決定しておくこと。
- (2) 顧問教員は，直接担当部の指導に当たるように努めるとともに学校関係者と部員生徒間の協力体制を整え，活動の実態を把握し事故防止に努めること。

なお，登山，ラグビー，柔道，体操，サッカー，空手，野球，水泳等特に危険を伴うような種目については，活動の場所，内容，人員や施設，設備，用具，及び装備並びに気象等について確認，点検を行うとともに，危険予測事項を明確にし，それに伴う回避措置を講ずること。

- (3) 教職員の勤務時間外における生徒の活動については、指導、管理体制を明確にしておくこと。
- (4) 対外競技等については、学校の教育計画に基づいて参加させるものとし、生徒の参加方法や引率者を明確にするなど安全確保に努めること。
- (5) 部員の健康管理については、予め、所属する部の活動に支障のある疾患や部員の平素の健康状態、体力、技能等について十分は握し、それに基づいて適切な指導を行うこと。
特に、新入部員については、小・中学校から送付された「健康診断票」や面接などにより生徒の健康や疾病等について明確には握しておくこと。

3 日常の部活動における留意事項

- (1) 顧問教員の指導のもとに適切な活動計画を作成するとともに活動前や活動後の届出は必ず行うよう指導を徹底すること。
- (2) 活動前には、部員相互及び顧問教員による健康診断や施設、用具の安全点検等を行うことはもちろん、安全な練習法についても確認しておくこと。
- (3) 顧問教員が活動の場に参加できない場合や、途中で活動の場を離れる場合は、他の顧問教員に監督を依頼するとか、活動の内容や方法、日程等について詳細に指示するなどの適切な措置を講じておくこと。
- (4) 部員間の人間関係については、常にこれをは握して指導にあたり、望ましいふんいきづくりに努めること。
- (5) 格技及び闘技においては、特に礼儀を重んじ、相互に敬愛の念をもち、礼に始まって礼に終わる基本的しつけを徹底し、相手を尊重する態度を育成すること。
- (6) 運動部の運営が対外競技における勝利のみを目的とし、あるいは部の団結を重視するあまり、上級生が下級生に能力を超えた練習を強いたり、さらに、暴力的な行動にまで及ぶことのないよう十分指導すること。

4 校外で部活動を行う場合の留意事項

- (1) 学校は、必要に応じて実施踏査を行い現地の状況（気象、地形、施設、附帯設備）を調査するとともに地元関係機関、団体等の指導を得たうえで適、否の判断を行うこと。
- (2) 顧問教員は、現地の状況や練習に当たって必要な装備、当面する危険等について周知徹底させておくこと。
- (3) 活動の場所、日程、内容等について学校長はもちろん必要に応じて家庭、地元関係機関等に連絡しておくこと。

5 合宿練習を行う場合の留意事項

- (1) 合宿練習を行う場合は、適切な練習計画をたてるとともに、生活全般にわたる指導、監督を行い、好ましくない遊びや集団非行等が生じないよう留意すること。
- (2) 合宿生活全体のバランスを考慮し、練習時間や練習量が過度にならないよう配慮すること。
- (3) 外部（卒業生等）の者に指導を依頼する場合は指導区分を明確にしておくこと。

6 事故発生時の対応策

- (1) 事故が発生した場合は、迅速かつ適切に対応できるよう組織や方法を明確にし、教職員に周知徹底しておくこと。
救急処置体制、医療機関、保護者、教育委員会への連絡、関係機関、団体地域等への協力要請、対策本部の設置、外部への対応
- (2) 事故が発生した場合は、人命救助を第一とし、予め準備された計画に従って対応するとともに二次災害の防止に努めること。